

2018 年度版 ビジュアル宅建士テキスト 正誤表

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 30 年 10 月 4 日
(株) 住宅新報出版
TEL. 03-6388-0052

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	訂正前	訂正後
P. 370 日影規制が適用される 地域と建築物 適用される建築物内	・軒高7m超又は階数3以上の 建築物	・軒高7m超又は“ 地階を除く ”階数 3以上の建築物
P.371 事例でマスター 事例1 1行目	今度建てる建築物は、第1種低 層住居専用地域内で、地階を除 いた階数が3だけど…	今度建てる建築物は、第1種低層 住居専用地域内で、地階を 含んだ 階数が3だけど…

ご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございません。何卒よろしくお願い申し上げます。(中神エマ)